

令和元年度第2回情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1. 日 時 令和元年8月9日（金）午後2時～4時05分

2. 場 所 名張市役所 3階 305会議室

3. 出席者 委員 辻 陽
同 木村 那津子
同 國富 静代
同 下庄 隆文
同 中野 栄蔵

4. 会長の選任及び会長職務代理者の指名

会長 辻 陽
会長職務代理 木村 那津子

5. 審議事項

- 5-1 図書館情報システムの外部提供について
(教育委員会図書館)
- 5-2 公文書不存在決定について
(名張市長)
- 5-3 名張市情報公開条例の改正について
(市民部市民相談室)
- 5-4 自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について
(市民部市民相談室)

6. 審議内容

5-1 図書館情報システムの外部提供について

(1) 実施機関からの説明

昭和62年7月の現図書館開館以来、図書貸出登録者データや図書資料貸出等の管理については、図書館情報システムによる管理を行っている。現契約は令和元年10月31日に満了するため、令和元年11月1日より、システムの更新を行い、貸出登録等の個人情報データを、現行システムから新システムに移行する。

現行システムは windows7 対応であり、令和 2 年 1 月 1 4 日に Microsoft によるサポートが終了するため、windouws10 対応のシステムに切り替えることで、引き続き Microsoft によるサポートを受けることができる。

セキュリティ対策としては、個人情報保護条例第 1 1 条及び第 1 1 条の 2 に基づき、適切な対応を行う。受託事業者については、プライバシーマーク認証を取得している事業者に限定するとともに、外部からのセキュリティ監査の実施を義務付ける。

また、図書館情報システムを、クラウドセキュリティ国際規格 ISO/IEC 27017 を取得しているデータセンターにおいて運用することにより、不正アクセスに対して、24 時間の監視を行う等のセキュリティ対策を行う。あわせて、業務に従事する従業員については、市職員同等の守秘義務を課すとともに、セキュリティ教育・研修の実施を義務付ける。

(2) 審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

ア 現在の保有データ数は。現在の保有データ数は。

○約 2 6, 0 0 0 人分。名張市民の他、三重県内、奈良県などの近隣市町の利用者を含める。登録情報は 5 年間利用がなければ廃棄するため、過去 5 年以内に一度でも本を借りた方が対象である。

イ 本人の同意の範囲とは。

○予約図書の到着連絡等に使用する他、氏名・住所・連絡先等をシステムに入力することについては同意を得ている。しかしながら、この度そのシステム自体がオンプレミスからクラウドに変更になり、また委託先業者も変更することから、審査会のご意見をいただきたい次第である。

ウ 現行システムから新システムへデータを移行する際の方法・手順は。

○移行には CD-ROM を使用する。現行システム事業者がデータの抽出を行い、図書館職員による内容確認の上、新システム事業者へ引き渡す。その際、預かり証を発行させる。また、運搬には万が一の紛失・盗難があった場合にも情報漏えいがないよう、鍵のかかるジェラルミンケース等を使用する。

エ データの受取りや引渡しは、その都度授受管理簿に記録するのが望ましい。データ移行後の CD-ROM の破棄についても記録しておく必要がある。また、移行に使用する媒体は、CD-ROM のような誰にでも扱いやすいものより、指紋認証機能付きの USB 等を使用するのが一般的であるので、参考にしていただきたい。

○頂戴したご意見を踏まえ、入念に打合せする。

以上の質疑を終え、承認とする。

5-2 公文書不存在決定について

(1) 実施機関からの説明

審査請求の趣旨は、審査請求人が名張市情報公開条例に基づき行った平成30年10月29日付の公文書公開請求に対し、名張市が行った平成30年12月12日付名課第1845号の公文書不存在決定の取り消しを求めるものである。

請求内容は、平成27年と平成30年の主路線の幅員とそれに対応する標準宅地番号である。幅員は平成27年度以降、標準宅地鑑定業務委託に係る会議資料にのみ記載されている。審査請求人は、平成30年8月22日にも本件と同様の公開請求を行っており、処分庁である課税室は平成30年10月18日付名課第1422号にて、条例第6条第3号及び第4号アにより非公開決定を行っている。そのため、処分庁は本件の請求を「会議資料以外」を対象としたものと特定し、不存在決定を行った。

このことに対し審査請求人は、幅員は平成24年度まで路線価調書に記載されており、平成27年度から公開できない理由、存在しない理由に正当性がないと主張している。当該会議資料について、評価作業中は当然に秘匿性を有すると認識しているが、課税後は説明のために必要な資料であれば秘匿性はないはずであり、平成30年8月8日の公開請求から結論を不当に延長されたとして審査請求に至った。

(2) 審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

ア 審査請求人が主張している平成30年8月8日の公開請求と平成30年12月12日の不存在決定が別箇のものであるという根拠は。

○平成30年8月8日の請求は、内容が多岐に渡り、質問形式も存在していたことから、平成30年8月20日に処分庁が審査請求人に対し補正を依頼したところ、平成30年10月23日に請求の取下げが行われた。また、平成30年8月21日にも平成30年8月8日とほぼ同じ内容の公開請求があり、これについては平成30年10月18日に非公開決定及び不存在決定を行っている。したがって、平成30年12月12日の不存在決定は平成30年10月29日の公文書公開請求に対する処分であり、平成30年8月8日から不当に延長したも

のではないというのが処分庁の主張である。

イ 平成27年度以降、路線価調書に記載される幅員は幅を持たせたものになっているとのことだが、平成26年度以前はどのようなものだったか。

○評価替えは3年ごとに行われるため、平成27年度の直前の評価替えは平成24年度であるが、このときの路線価調書には10cm刻みの幅員が記載されている。ただし、実際に評価を行う際には現行と同様、例えば1m刻みなど幅を持たせた中で比較・検討しているため、仮に幅員が1.1mの路線と1.9mの路線があった場合、幅員には0.8mの差があるが、評価には差がないという事態が生じる。これが却って見にくいという判断から、平成27年度以降は実際に使用する“幅を持たせた幅員”を路線価調書の記載するよう見直した次第である。

ウ つまり、平成26年度以前も実態としては“幅を持たせた幅員”で路線価を決定しており、路線価調書に記載されている10cm刻みの幅員は評価の実態と一致していなかったため、平成27年度以降は実態と一致する表記に改めたということか。評価方法自体は平成26年度以前と平成27年度以降で変更はないという理解でよいか。

○お見込みのとおり。

エ 審査請求人は、平成27年度以降の10cm刻みの幅員の公開を求めている。しかし、路線価調書には“幅を持たせた幅員”しか記載されていない。したがって、会議資料の公開を求めているわけだが、この会議資料には10cm刻みの幅員が記載されているのか。

○不動産鑑定士に提供した資料には、従前の10cm刻みの幅員が記載されている。ただし、これはあくまで参考資料としてお渡ししたものであり、数字は過去のものである。不動産鑑定士から納品される成果品には、路線価調書同様、平成27年度以降は“幅を持たせた幅員”しか記載されていない。

オ つまり、平成27年度以降、名張市は10cm刻みの幅員のデータは持っていないということか。

○お見込みのとおり。

以上の質疑を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申51号)

5-3 名張市情報公開条例の改正について

(1) 実施機関からの説明

本市における情報公開制度は、平成10年に制定された名張市情報公開条例に基づき行われているが、国の行政機関に適用される「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下、「情報公開法」という。）」や他の自治体の情報公開条例と比べると、規定が不十分であり、その不足している部分を行政手続法（条例）の解釈等により補充して運用している状況である。

個人情報の開示等の個人情報保護制度を定める名張市個人情報保護条例については、マイナンバー制度が開始する際（平成27年）に、ほぼ情報公開法に合わせた改正を行ったが、名張市情報公開条例については改正を行っていない。

以上のことをふまえて、条例の全部改正を行いたく、ご意見を頂戴したい。

主な改正の内容は以下のとおり。

1、公文書の定義を「文書、図画及び写真並びに再生出力等が可能な光学的・磁気的処理を施したフィルム、テープ及びディスク等に記録された情報」から「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」と改めるもの。

2、公開請求に形式的不備がある場合の補正の手続について、現在は現行条例に規定がないため、情報公開請求が「行政手続法（条例）における申請」であると考え、同法（条例）の規定により補正を求め、補正期間は審査期間（15日以内）に含まないこととしている。これを、公開請求者に対し相当の期間を定めて補正を求めることとする規定を設ける。また、この補正に要した日数は、公開決定等の期限の期間に算入しないことを明記するもの。

3、非公開情報となる個人情報の範囲から、公務員の職務に関する情報を除く規定を設けるもの。

4、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる場合に、当該公開請求を拒否することができるものとする規定を設けるもの。

5、公文書が不存在の場合、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面にて通知する規定を設けるもの。

6、公開決定等の期限の延長が必要な場合の取扱いについて、現行では審査期間（15日以内）に決定できない場合に1回だけの延長を規定しているものを、個人情報保護条例の開示における期間と同様の再延長の規定を設けるもの。

以上6点は上位法令又は県条例に倣っているため、特に以下2点についてご意見をいただきたい。

7、権利の濫用を禁止する規定を設けるもの。これは、「〇〇についての考えを述べよ」等、公文書の特定が不可能な請求に対し、補正を求めても応じられない場合等を想定している。

8、正当な理由があるときを除き、決定通知を受けた日の翌日から起算して60日を経過する日を公開の有効期限とする規定を設けるもの。これは、公開決定の成された公文書を請求人が受け取りに現れず、公開文書が宙に浮いた状態になる事案に対応するためである。

(2) 審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

ア 権利の濫用について、上位法令や他の自治体条例等に規定があるのか。

○三重県情報公開条例にある他、近年新たに規定する自治体が多い傾向にある。

イ 権利の濫用の判断基準は非常に難しいと思われるが。

○仰るとおりである。自治体によっては、権利の濫用による請求を拒否する規定を設けている条例もあるが、名張市としては今のところ禁止規定に止める方向で検討している。

ウ 権利の濫用の具体例の一つとして「文書特定のための補正に応じない」との説明があったが、特定不十分のため非公開という処分はできないのか。

○現行条例では出来ない。

エ 公開の有効期限について、上位法令や他の自治体条例等に規定があるのか。

○亀山市の情報公開条例にあると聞いているが、他は把握していない。

オ 公開の有効期限を規定した場合、請求の際にその旨説明するのか。

○担当室により多少の差はあると思われるものの、請求から公開への流れは現在も窓口で説明しているため、有効期限を設けた場合は当然その説明も行う。また、基本的には文書による決定通知と並行して請求人への電話連絡を行い、双方の都合を調整した上で公開日を決定しているため、有効期限が設けられた場合には、その際に併せて説明すると思われる。

以上の質疑を終え、以下のとおり意見する。

改正案第5条第2項にある権利の濫用の禁止については、現にどのよ

うな場合を権利の濫用とするのか、判断基準を明確にするよう検討されたい。

同第16条の公開の有効期限については、「正当な理由があるときを除き」とあるが、公開決定から60日が経過し、公開文書の破棄を行った後に正当な理由が判明する場合も考えられる。有効期限を設けるということは情報公開請求の権利を狭めることにもなるので、60日という期限は妥当かどうか、あるいは、有効期限を定めるのではなく、一定の日限以内に公開された情報を取得するよう請求者に求める形にする（努力義務にする）など、今一度慎重に検討していただきたい。

また、有効期限を設けた場合、当然その期限まで定期的に督促を行うことになる。文書・電話による督促はもちろん、場合によっては訪問を行うことも考えられ、その履歴を逐一残す必要がある。相当の事務負担が考えられるため、その点も含めて再検討されたい。

5-4 自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について

(1) 実施機関からの説明

自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」とある。これに基づき、名張市では毎年度、自衛隊に対して募集対象者の情報提供を紙媒体で行っている。

個人情報の提供については、名張市個人情報保護条例第8条第1項にて提供の制限があるが、法令に定めがあるときは提供できる旨を規定しており、自衛隊への適齢者情報の提供については、自衛隊法施行令第120条に基づく適正な提供となっている。提供する紙媒体の情報については、募集事務以外の用途では使用せず、年度内に廃棄処分をすることを条件にしている。

なお、名張市個人情報保護条例第25条の8に利用停止請求権があるが、自衛隊への適齢者情報は法令に基づく情報提供のため、この規定を受けない。

しかしながら、対象者から情報提供を行わないでほしい旨の申出があった場合、自衛官募集に係る対象者情報の提供事務の趣旨・目的を踏まえ、提供する適齢者情報から除外して情報提供を行うこととして問題はないか、ご意見を伺いたい。

(2) 審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

ア これまでに自衛隊への情報提供を拒否されたことはあるか。

○無い。基本的に、市民は現に自衛官等の募集に係る文書が手元に届くまで、そのような文書が発送されることをご存じないと思われる。

以上の質疑を終え、以下のとおり意見する。

自衛隊法施行令第120条が義務規定であれば個人情報保護法との兼ね合いを検討する必要があるが、現行では「提出を求めることができる」とする規定であり、強制性が弱いため、個人情報保護法にある個人の権利利益の保護を優先して問題ないと思われる。

7. 報告

7-1 平成30年度情報公開制度運用状況報告（市民部市民相談室）

請求…181件（公開率97.02%）

公開…76件 非公開…5件

部分公開…87件 文書不存在…34件

なお、1件の請求につき複数の決定がある場合がある。

7-2 平成30年度個人情報保護制度運用状況報告（市民部市民相談室）

個人情報の取扱事務届出…6件

新規…6件

個人情報の目的外利用…9件

新規…8件 廃止…1件

個人情報開示請求…22件（開示率100%）

開示…16件 部分開示…6件